

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成27年度
計画主体	神奈川県三浦郡葉山町

葉山町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 葉山町都市経済部産業振興課
所在地 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地
電話番号 046-876-1111
FAX番号 046-876-1717
メールアドレス sansin@town.hayama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、 鳥類（カラス、ヒヨドリ）
計画期間	平成27年度～平成29年度
対象地域	神奈川県三浦郡葉山町内全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状

年度	鳥獣の種類	被害の現状	
		品目	被害数値
平成25年度	イノシシ	野菜、イモ類、筍	0.21ha 303千円
	アライグマ	野菜、スイカ	0.00ha 0千円
	タイワンリス	果樹、野菜	0.03ha 1千円
	タヌキ	野菜、スイカ	0.00ha 0千円
	カラス	野菜	0.04ha 56千円
	ヒヨドリ	野菜	0.07ha 71千円
	ハクビシン	サツマイモ	0.00ha 0千円
		計	0.35ha 431千円

(2) 被害の傾向

イノシシ	町内の幹線道路に囲まれた上山口と木古庭の北部、長柄の南部の山中に生息し隣接する畑や人家の庭に侵入し、えさ探しのために掘り起こし、畑では野菜、イモ類、筍を中心に食害の被害が発生している。また、人家や通学路にも侵入や、田畑、人家の庭での掘り起こしをしているので、人的被害や、生息区域の拡大も懸念される。
タイワンリス	果樹の捕食や樹皮剥ぎにより木が枯れる等の被害のみならず、戸袋や雨戸などの家屋をかじられる等の生活被害も発生させている。果樹を中心に、農業被害が出ている。
鳥類	町内全域でカラス、ヒヨドリを中心に野菜の収穫時期（ダイコン、キャベツ、トマト等）に被害が出ている。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成25年度）	目標値（平成29年度）
被害金額	431千円	302千円
被害面積	0.35ha	0.25ha
被害減少率		金額面積とも30%削減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシ ・町内会がわな等免許所持者等の協力の下捕獲を実施 ・農作物への被害があった場合や被害が懸念される場合には、町が県鳥獣被害対策防除専門員等のアドバイスも含め、電気柵や金網、板材等有効な防除策を提案	・該当地域の農家や町民はイノシシの被害防止対策の経験が無いため、防除策を上手く実践できない者もいる。
	アライグマ ・被害があった場合には、町民に捕獲檻を貸出 ・効率的な捕獲方法を提案	・捕獲檻を貸出されている町民の多くが、まだ自宅付近に生息していて今後被害を及ぼす危険があるにも関わらず、一頭捕獲できると捕獲をやめてしまうことが多い
	ハクビシン ・農作物への被害があった場合や	・一部の農家は、アライグマ等外来生物と同等の扱いが出来ると誤解し

	被害が懸念される場合には有効な防除策を提案	ている場合がある
	タイワンリス ・被害があった場合には、町民に捕獲檻を貸出 ・効率的な捕獲方法を提案	・捕獲檻を貸出されている町民の多くが、まだ自宅付近に生息していて今後被害を及ぼす危険があるにも関わらず、一頭捕獲できると捕獲をやめてしまうことが多い
	タヌキ ・農作物への被害があった場合や被害が懸念される場合には有効な防除策を提案	・在来鳥獣であるが、一部の農家は、アライグマ等外来生物と同等の扱いが出来ると誤解している場合がある
	鳥類 防鳥ネット、糸の利用の促進 電柱等の巣や卵の撤去に対する許可	・カラス除けに有効な防鳥糸が、入手が困難なためか、導入する農家が少ない。 ・また、防鳥糸の設置を学習したカラスは、地面を歩いて畑に侵入する。 ・捕獲による個体数の調整に期待される場合も多い。
防護柵の設置等に関する取組	・農家ヘイノシシ対策に有効な防護柵（電気柵や金網、トタン等）を提案している。 ・カラス除けに有効な防鳥糸の設置を呼びかけている。	・イノシシ対策の防護柵は、農家が過去に同様の柵を設置した経験が無いため導入する例が少ない。 ・カラス除けに有効な防鳥糸が、入手が困難なためか、導入する農家がすくない。 また、防鳥糸の設置を学習したカラスは、地面を歩いて畑に侵入する。

(5) 今後の取組方針

有害鳥獣被害の防除 罾による捕獲、防護柵の設置・管理、防鳥糸による防除、放任果樹の除去、耕作放棄地の解消、農地等の作物残さや未収穫野菜の適正処分等、地域が主体となった有害鳥獣を寄せ付けない総合的な環境づくりのための体制整備を推進する。
広域的な対策 近隣市と連携し、町境での外来鳥獣の捕獲について情報交換を行い、広域的な被害防止のための取組みを行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

葉山町、よこすか葉山農業協同組合、葉山町農業委員会、農業者が連携し、更に地域住民が一体となって捕獲体制をつくる。

イノシシ

被害のあった町民や協力者（罨免許所持者）にくくり罨、はこ罨檻を貸し出し、有害鳥獣捕獲を実施。目撃、痕跡など地域での情報の収集と共有化

鳥類 カラス ヒヨドリ

鳥類においては捕獲が困難なため、防除、追い払いを実施

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
27	イノシシ 鳥類 カラス ヒヨドリ	<p>専門家による技術講習会の開催 はこ罨等による捕獲とそのための機材の購入 防護柵の設置・管理、緩衝帯の整備、放任果樹の除去、耕作放棄地の解消、農地等の作物残さや未収穫野菜の適正処分、草刈等</p> <p>鳥類においては、防鳥糸等による、防除、追い払いを行う</p>
28	イノシシ 鳥類 カラス ヒヨドリ	<p>専門家による技術講習会の開催 はこ罨等による捕獲とそのための機材の購入 防護柵の設置・管理、緩衝帯の整備、放任果樹の除去、耕作放棄地の解消、農地等の作物残さや未収穫野菜の適正処分、草刈等</p> <p>鳥類においては、防鳥糸等による、防除、追い払いを行う</p>
29	イノシシ 鳥類 カラス ヒヨドリ	<p>専門家による技術講習会の開催 はこ罨等による捕獲とそのための機材の購入 防護柵の設置・管理、緩衝帯の整備、放任果樹の除去、耕作放棄地の解消、農地等の作物残さや未収穫野菜の適正処分、草刈等</p> <p>鳥類においては、防鳥糸等による、防除、追い払いを行う</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシ 第11次神奈川県鳥獣保護事業計画に基づき設定 農業被害防除のため罾等により必要数の捕獲に取り組む。
鳥類 カラス ヒヨドリ 鳥類においては捕獲が困難なため、防除、追い払いを実施

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	27年度	28年度	29年度
イノシシ	農業被害防除のため罾等により必要数の捕獲に取り組む。	農業被害防除のため罾等により必要数の捕獲に取り組む。	農業被害防除のため罾等により必要数の捕獲に取り組む。

捕獲等の取組内容
銃器：使用予定無し わな：年間を通じて箱罾、くくり罾を使用して捕獲を実施 場所：町内全域

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	27年度	28年度	29年度
イノシシ、	上山口、長柄、一色 地区の谷戸に面した 田畑に進入防止柵（ 電気等）を設置 上山口2.00km 長柄 0.37km 一色 0.08km	上山口、長柄、一色 地区の谷戸に面した 田畑に進入防止柵（ 電気等）を設置 上山口2.00km 長柄 0.37km 一色 0.08km	上山口、長柄、一色 地区の谷戸に面した 田畑に進入防止柵（ 電気等）を設置 上山口2.00km 長柄 0.37km 一色 0.08km

(2) その他被害防止に関する取組

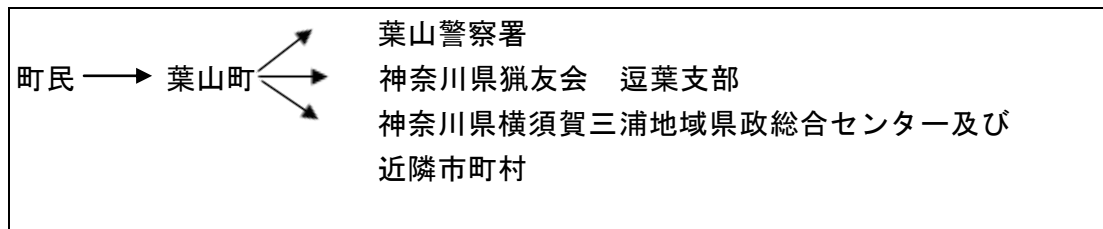
年度	対象鳥獣	取組内容
27	イノシシ カラス ヒヨドリ	生息動向の調査、被害状況の把握、研修会の開催、 緩衝帯の確保、放置果樹・野菜残さの撤去 檻による捕獲 防鳥糸による防除
28	同上	同上
29	同上	同上

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
葉山町	連絡窓口及び捕獲等実施の対応
神奈川県猟友会逗葉支部	捕獲等の実施
神奈川県警葉山警察署	住民の安全確保
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター及び近隣市町村	情報共有

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	葉山町鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
葉山町役場	事務局、被害への対応
よこすか葉山農業協同組合	被害への対応、被害情報の収集集積
葉山町農業委員会	被害状況の収集 農家の指導
葉山罨免許所持者の会（仮称）	情報収集、緩衝、捕獲作業

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター みどり課	被害対策へのアドバイス、分析、鳥獣被害防除対策専門員の派遣等
神奈川県環境農政局水・緑部 自然環境保全課 野生生物G	被害対策指導、被害状況集計、情報提供等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後、設置の検討をする

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

横須賀三浦地域鳥獣対策協議会と連携する

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシに関しては埋設・焼却処分または、自家消費とするが、学術研究の可能性も探る。 他の特定外来生物は、埋設または焼却処分とする。
--

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣対策協議会の構成員である、よこすか葉山農業協同組合や葉山町農業委員会を通じて、農家との情報共有を図る。 この計画に記載した以外の捕獲、防除方法等は関係機関と連携しながら効果的な方法を検討し実施してゆく。
--